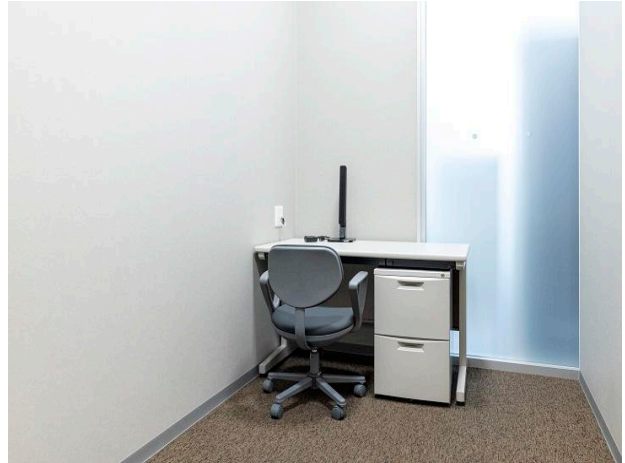


令和7年度(2025年度)くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT. 創業支援室使用者募集要項等関係資料



【XOSS POINT. オープンスペース】



【創業支援室内】

< 申込受付期間 >

令和7年(2025年)1月7日(火)～令和7年(2025年)2月10日(月)

創業支援室使用者募集要項	P. 1～4
くまもと森都心プラザ XOSSPOINT. 平面図	P. 5
創業支援室拡大図	P. 6
創業支援室使用者選考申込書(様式第1号)	P. 7
事業計画(様式第2号)	P. 8～11
誓約書兼同意書(様式第3号)	P. 12
同意書様式	P. 13
創業支援室使用者選考方法の概要	P. 14

くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSSPOINT.

創業支援室における支援は、特定創業支援等事業として国の認定を受けており、この支援を受けた創業者は、法人設立時の登録免許税の軽減措置や、創業関連保証枠の拡大などの支援メニューを受けることができます。

創業支援室使用者募集要項

申込受付期間 令和7年(2025年)1月7日(火)～令和7年(2025年)2月10日(月)まで

くまもと森都心プラザ2階ビジネス支援施設 XOSS POINT. は、施設内に創業支援室を設け、創業を志す方や創業後間もない方を対象に総合的な支援を行っています。創業支援室使用者は、創業・経営に関する専門的なアドバイスや勉強会への参加等の総合的・継続的な支援を受けることができます。

つきましては、下記のとおり4月からの創業支援室使用者を募集します。

1 創業支援室の概要

(1) 所在地 熊本市西区春日1丁目14番1号 くまもと森都心プラザ2階

(2) 室数

6室(※別紙 平面図)

・全室電子錠付きドア

・各室面積	創業支援室 A室	6.03㎡ (車椅子対応)
	創業支援室 B室	5.25㎡
	創業支援室 C室	5.36㎡
	創業支援室 D室	5.00㎡
	創業支援室 E室	4.99㎡
	創業支援室 F室	4.68㎡

※ 部屋割りは、使用者の選考後に決定させていただきます。

(3) 各室の設備

- ① 平机 1台
- ② 椅子 1脚
- ③ 引き出し収納 1台
- ④ 電気スタンド 1台
- ⑤ インターネット回線
 - ・有線<加入契約及び使用料は使用者負担>
 - ・無線LAN (Wi-Fi) <使用料無料>
- ⑥ コンセント 2個口

※ 共用設備

課金式コピー
給湯室 等

※ 専用駐車場はありません。(くまもと森都心プラザ地下1階に有料駐車場あり)

2 募集室数 6室 (A室、B室、C室、D室、E室、F室)

3 使用料 無料 (別途、共益費負担あり)

4 使用時間 午前8時30分から午後10時まで

(休館日は毎月第3水曜日、12月29日から翌年1月3日まで)

5 使用者の範囲（申込資格）

以下の要件を満たすこと

- (1) 創業をしようとする個人又は創業1年以内（募集要項6の使用期間に定める室使用期間開始日の時点を基準日とする）の個人又は会社。
- (2) 個人にあつては、本市に住民登録があること。会社にあつては、本市に登記があること。但し、住民登録及び登記は、創業支援室使用開始日（募集要項6使用期間に定める室使用期間開始日）を基準日とする。
- (3) 創業のための事業計画を有していること。又は、本市内で事業活動を行っていること。
- (4) 創業支援室からの退去後本市において事業を行う計画を有する者であること。
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがない事業を行う者であること。
- (6) 事業計画に新規性、成長性、実現性等が見込まれること。
- (7) 専門家による支援を必要としていること。
- (8) 市税を滞納していないこと。
- (9) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

6 使用期間

原則1年以内。ただし、特別な事由があると認める場合に限り更新可能。更新の場合には、審査があります。

使用室に関しては、選考会日に各室の希望を取り付け、希望が重複する場合は選考評価点が高い方を優先します。

部屋番号	室使用期間（原則1年以内）
創業支援室 A室	令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
創業支援室 B室	
創業支援室 C室	
創業支援室 D室	
創業支援室 E室	
創業支援室 F室	

7 使用条件

- (1) 使用期間 使用開始の日から1年以内
- (2) 共益費 月額650円程度/㎡で、各室は次の共益費を負担していただきます。

部屋番号	共益費用（円）/月
創業支援室 A室	3,000～4,000
創業支援室 B室	
創業支援室 C室	
創業支援室 D室	
創業支援室 E室	
創業支援室 F室	

※共益費に関しては、使用期間中に見直し等により変更となる場合があります。

(3) 遵守事項

- ① 本施設内では、物品の販売等の営利行為及び施設や設備を損傷させる行為又はその恐れのある行為を行わないこと。
- ② 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。
- ③ 本施設の他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある行為を行わないこと。
- ④ 実績報告書（事業進捗状況報告書等）を指定管理者に毎月提出し、その都度指定管理者のヒアリングを受けること。
- ⑤ くまもと森都心プラザ条例、くまもと森都心プラザ条例施行規則、その他関係規程等に従うこと。

8 申込書類

次の申込書類を提出してください。

(1) 創業をしようとする個人

- ① くまもと森都心プラザ創業支援室使用者選考申込書 **(※ 別紙 様式第1号)**
- ② 事業計画 **(※ 別紙 様式第2号)**
- ③ 履歴書（写真入り、様式は問わず）
- ④ 市税の滞納がないことの証明書
- ⑤ 誓約書兼同意書 **(※ 別紙 様式第3号)**

(2) 創業1年以内（募集要項6の使用期間に定める室使用期間開始日の時点を基準日とする）の個人又は会社

- ① くまもと森都心プラザ創業支援室使用者選考申込書 **(※ 別紙 様式第1号)**
- ② 事業計画 **(※ 別紙 様式第2号)**
- ③ 個人の場合は、開業届出書の写し
会社の場合は、定款
- ④ 許認可等が必要な業種を営む場合は、許可・認可・登録等の写し
- ⑤ 代表者の履歴書（写真入り、様式は問わず）
- ⑥ 市税の滞納がないことの証明書
- ⑦ 誓約書兼同意書 **(※ 別紙 様式第3号)**
- ⑧ その他（会社案内、商品パンフレット等）

※ 提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※ 個人の場合は、住民票抄本（本籍・続柄は不要）原本、会社の場合は、商業・法人登記の履歴事項全部証明書原本の3ヵ月以内のものを募集要項6の使用期間に定める室使用期間開始日の時点までご提出ください。

提出なき場合、創業支援室の使用許可は取り消しとなりますので予めご了承ください。

※ 市税の滞納がないことの証明書は課税の有無に関わらず必要です。市役所本庁市民税課又は各区役所税務室で交付を受けてください。

※ 申込時点で18歳未満の方は、保護者・親権者の同意書の提出が必要です。**(※ 別紙 同意書様式)**

9 申し込み

(1) 提出期間

令和7年（2025年）1月7日（火）から令和7年（2025年）2月10日（月）まで
（尚、1月15日（水）は休館日となります。）

(2) 提出方法

直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留のいずれか）により提出してください。

- ・電送（メール、FAX等）による提出は、受け付けません。
- ・申込書類の不備があった場合は、受け付けません。

(3) 提出時間

持参による場合は、午前9時30分から午後8時まで。

※日祝日は午後6時まで。

郵送による場合は、2月10日（月）までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。

(4) 提出・郵送場所

〒860-0047 熊本市西区春日1丁目14-1

くまもと森都心プラザ2階 ビジネス支援施設 XOSS POINT.

(5) 提出部数 原本1部

10 選考の方法及び時期

申込書類を受理した後、選考委員会において書類及び面接による選考を行います。

(※ 別紙 選考基準)

実施時期は2月中旬を予定しており、申込者には改めて通知します。

11 お問い合わせ先

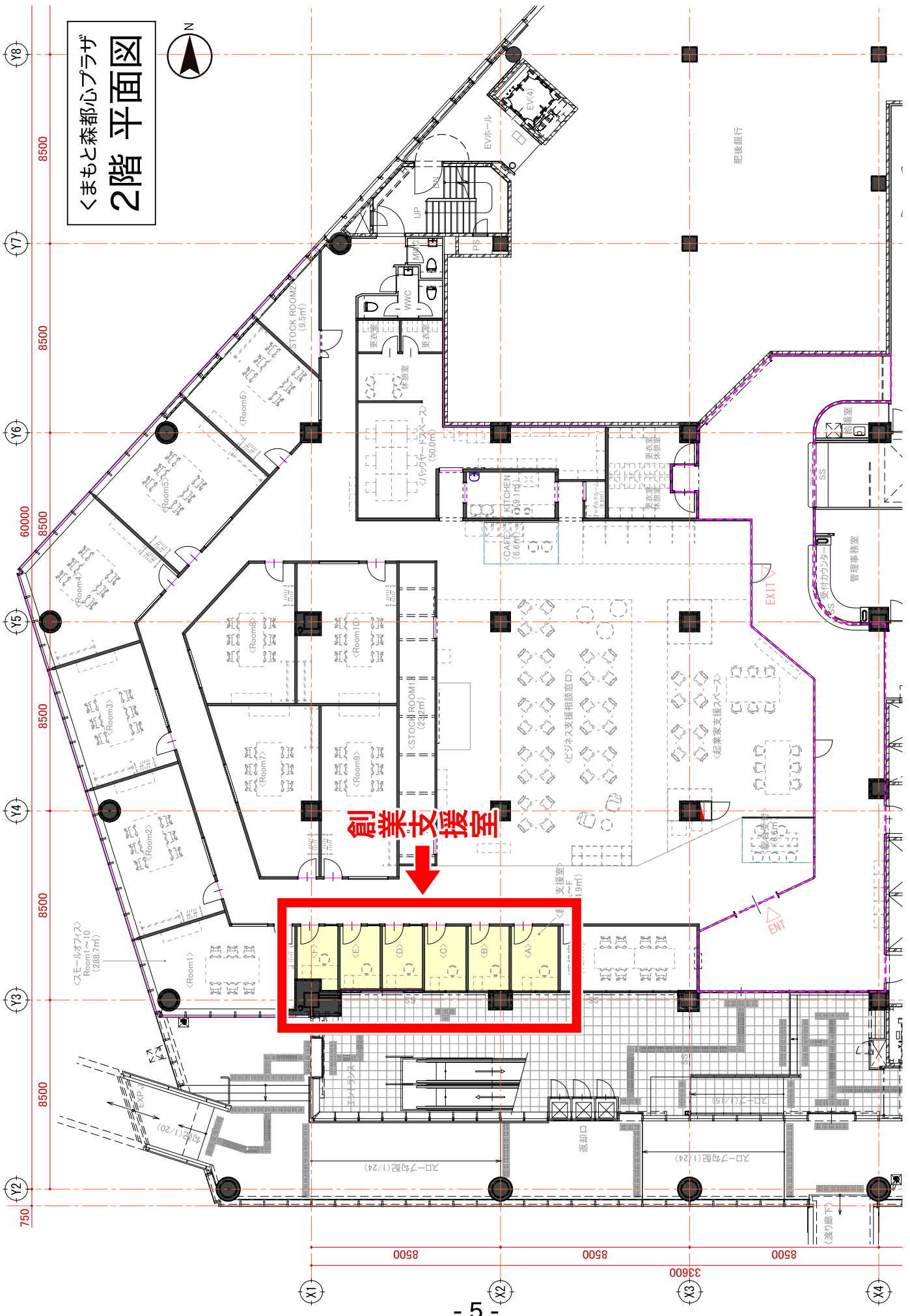
〒860-0047 熊本市西区春日1丁目14-1
くまもと森都心プラザ2階 ビジネス支援施設 XOSS POINT.
電話 096-355-7402 FAX 096-355-7412
メール business@stsplaza.net

(地図)

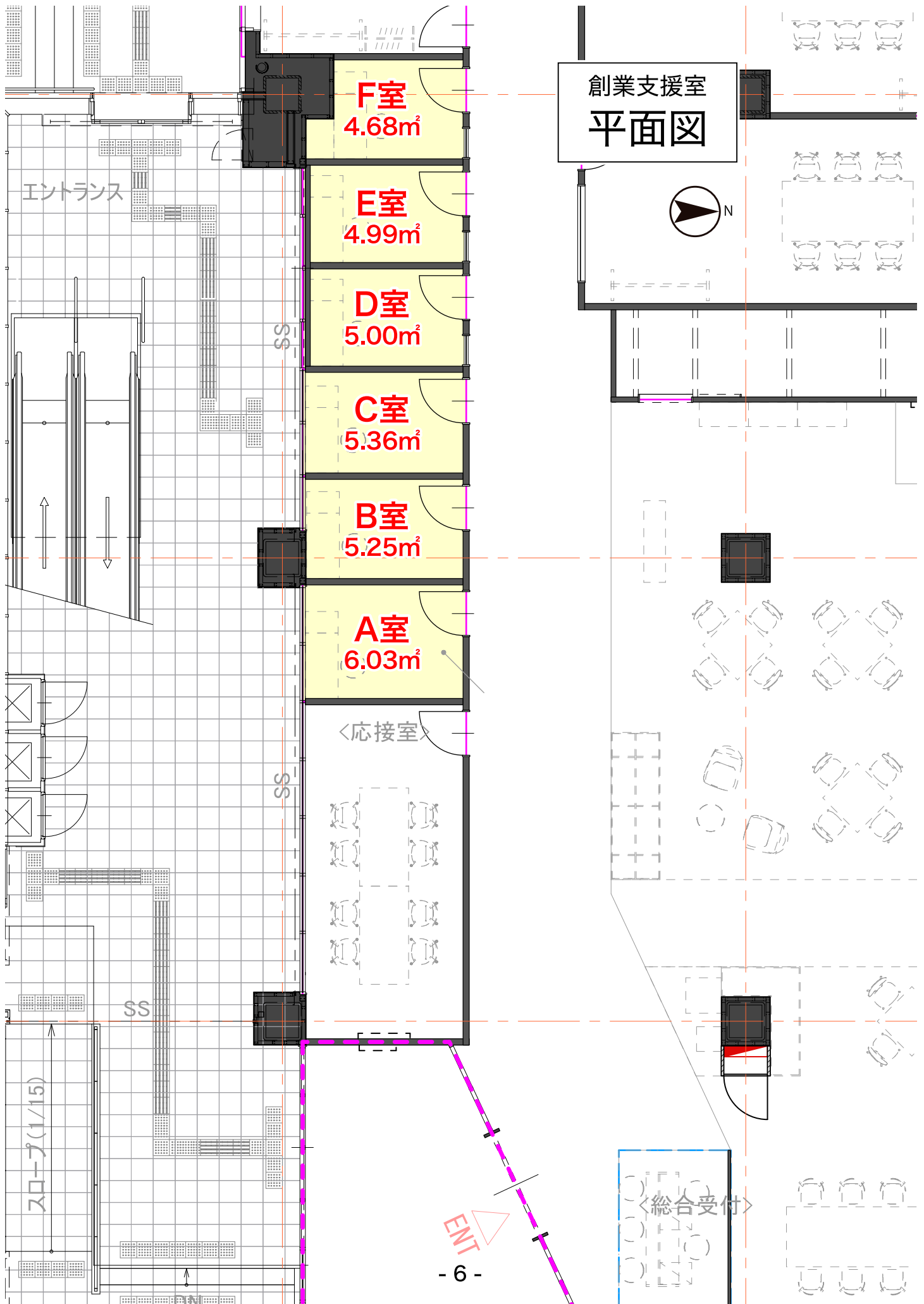
くまもと森都心プラザ 熊本市西区春日1丁目14番1号



くまもと森都心プラザ
2階 平面図



創業支援室



創業支援室
平面図



EXIT
- 6 -

〈総合受付〉

くまもと森都心プラザ創業支援室使用者選考申込書

令和 年 月 日

熊本市長(宛)

〒

(申込者) 住所(所在地) _____

氏名
会社名等(代表者の職・氏名) _____ ㊞

(連絡先) TEL(携帯電話可)
FAX
E-mail _____

くまもと森都心プラザ創業支援室の使用について、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

1 添付書類(該当する□内にレ点を記入してください。)

(1) 創業をしようとする個人

- ① 使用者選考申込書(様式第1号)
- ② 事業計画(様式第2号)
- ③ 履歴書(写真入り、様式は問わず)
- ④ 市税の滞納がないことの証明書
- ⑤ 誓約書兼同意書(様式第3号)

(2) 創業1年以内(創業支援室の使用を開始する時点を基準日とする)の個人又は会社

- ① 使用者選考申込書(様式第1号)
- ② 事業計画(様式第2号)
- ③ 個人の場合は、開業届出書の写し
会社の場合は、定款
- ④ 許可・認可・登録等の写し(許認可等が必要な業種を営む場合)
- ⑤ 代表者の履歴書(写真入り、様式は問わず)
- ⑥ 市税の滞納がないことの証明書
- ⑦ 誓約書兼同意書(様式第3号)
- ⑧ その他(会社案内、商品パンフレット等)

事 業 計 画

※ 必要に応じ、回答項目欄を広げて記載したり、別紙にイメージ図等を添付しても結構です。(別紙はA4版で3頁まで可)

1 申込者の概要

会社名等	フリガナ	役職名	
申込者の氏名等	フリガナ	生年月日 年 月 日 (歳)	
所在地 (住 所)			
T E L 番 号		メールアドレス	
F A X 番 号		HP アドレス	
設 立 年 月 日 (事 業 開 始 日)	年 月 日	資 本 金 (準 備 金)	万円
従 業 員 数	役 員 人 社 員 人 パ ー ト ・ アル バ イ ト 等 人	事業の研究開発実績、 特許・意匠登録の所有等	

次の(1)~(3)について、お書きください。

(1)創業又は新規事業の目的・動機 (2)創業支援室を希望する理由 (3) 使用期間中に希望する支援内容

※「くまもと森都心プラザ創業支援室 使用者選考方法の概要」
(募集要項に添付)を参考に記入してください。

2 事業の全体像

次の(1)~(6)について、お書きください。

(1)提供する商品・サービスの内容

(2)実施しようとする事業の特徴（コンセプト、実現性、新規性、アイデア性等も交えて）

(3)商品・サービスを提供する顧客ターゲット及び販売促進の方法について
(対象顧客、販売方法、販売価格、推定販売数量、儲かる仕組み等も交えて)

※「くまもと森都心プラザ創業支援室 使用者選考方法の概要」
(募集要項に添付)を参考に記入してください。

(4)ターゲット市場での、強み、成長性、競争環境について(競合先、技術等も交えて)

(5)事業実現への課題認識について

(6)事業実現への意欲や思いについて

3 事業実施計画

<p>創業支援室使用開始後の具体的な事業実施計画について、お書きください。</p>	
<p>使用開始した年</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>※ 使用開始後の施設利用頻度（予定） 日／週</p> </div>
<p>退室1年後</p>	
<p>長期ビジョン (熊本市内での 具体的事業計画 について)</p>	

誓約書兼同意書

熊本市長 (宛)

郵便番号
住 所
会社名等
代 表 者 職 名
ふりがな
氏 名
電話番号

私はくまもと森都心プラザ創業支援室使用者選考申込を行うにあたり、下記事項を守ることを誓約します。なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、創業支援室使用者選考を受けられないこと又は創業支援室の使用許可の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、若しくは、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申込者の要件を審査するため、市が必要な場合は、熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定するものではないか警察機関へ照会することを承諾する。
- 創業支援室使用者募集要項に定める使用者の範囲（申込資格）の要件を満たしている。

同 意 書

申込者が創業支援室の使用者選考申込みをすることに同意いたします。
なお、選考の結果、創業支援室の使用者となることについても同意いたします。

年 月 日

※)保護者・親権者記入欄

■保護者・親権者氏名	⑩
■申込者との続柄	
■住 所	〒 —
■連 絡 先	

※)申込者(未成年者)記入欄

●申込者氏名	
●生 年 月 日(年齢)	年 月 日生まれ(満 歳)

※創業支援室の使用にあたっては、共益費の負担が必要です。
※電話等により保護者・親権者の方への確認をとらせていただく場合がありますので、
ご了承ください。

くまもと森都心プラザ創業支援室 使用者選考方法の概要

選考においては、選考委員会を設置し、以下の審査項目について、配点基準と評価ウェイトを元に採点します。

【審査項目】

(1) 事業計画

ア 事業内容

- (ア) このような事業をやりたいという、はっきりとしたコンセプトがあるか。
- (イ) 人を引き付ける事業であるか。
- (ウ) 地域に寄与する事業であると認められるか。

イ 実現性

- (ア) 実際の事業として実現する可能性はあるか。
- (イ) 現在の状況からみて、今後も継続可能な事業であると認められるか。
- (ウ) 取引先及び販売ルート等を確保し又は想定しているか。

ウ 成長性

- (ア) 今後の事業拡大及び収益増加等の成長性が見込まれるか。
- (イ) 対象となる市場は、成長しているか又は今後成長する可能性があるか。
- (ウ) 今後の人員計画で雇用増となる見込みはあるか。

エ 新規性

- (ア) アイデア、製品及びサービス等に、新しい魅力及び優位性などがあるか。
- (イ) これまでにない発想及び視点による独創的な事業であるか。
- (ウ) 新たな市場をつくることができるか。

(2) 創業意欲及び経営者適性

- (ア) 目標とする事業実現への強い意欲及び熱意があるか。
- (イ) 事業に対する思いが人を引き付けるものであるか。
- (ウ) 事業遂行能力（発想力、決断力、柔軟性及び誠実性等）があるか。

【配点基準】

点数	配点基準
5点	優れている。
4点	概ね良好である。
3点	平均的である。
2点	劣っている。
1点	非常に劣っている。
不適格	不適格である。

【評価ウェイト】

審査項目		評価ウェイト	点数（満点）
(1) 事業計画	ア 事業内容	× 6	30点
	イ 実現性	× 3	15点
	ウ 成長性	× 3	15点
	エ 新規性	× 3	15点
(2) 創業意欲及び経営者適性		× 5	25点
合計			100点

【備考】

委員の評価点数平均点が60点に達しない応募者は、選考しません。また、各委員の配点において1項目でも「不適格」があった応募者は、選考しません。